

独占禁止懇話会第207回会合議事録

1. 日時 平成29年6月15日（木）10：00～12：00
2. 場所 公正取引委員会大会議室
3. 出席者
 - 【会員】伊藤会長，天野会員，有田会員，及川会員，川田会員，岸井会員，
泉水会員，高橋会員，土田会員，細田会員，三村会員，由布会員，
吉田会員，レイク会員
 - 【公正取引委員会】杉本委員長，幕田委員，山本委員，三村委員，青木委員
 - 【公正取引委員会事務局】中島事務総長，南部総括審議官，山田官房審議官（国際
担当），山田経済取引局長，向井官房参事官，菅久取引部長，鎌田企業取引課
長，小菅下請取引調査室長，山本審査局長，片桐管理企画課長
4. 議題
 - 独占禁止法研究会報告書について
 - 平成28年度における独占禁止法違反事件の処理状況
 - 平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への
取組等

○伊藤会長 それでは、定刻となりましたので、第207回独占禁止懇話会を開会いたします。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日の議題の紹介をさせていただきたいと思います。1番目は独占禁止法研究会報告書につきまして、2番目は平成28年度における独占禁止法違反事件の処理状況、そして、3番目は平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等でございます。

これら3つの議題につきまして、公正取引委員会の方から説明を頂きまして、会員の皆様から御意見を聴取することを予定しております。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。独占禁止法研究会報告書につきまして、向井官房参事官から説明をお願いいたします。

○向井官房参事官 官房参事官の向井でございます。お手元の資料、独占禁止法研究会報告書に基づきまして説明させていただきたいと思います。

それでは、別紙2-1に基づきまして説明させていただきます。独占禁止法研究会報告書の概要と書いている横紙でございます。

独占禁止法研究会でございますが、公正取引委員会が開催したものでございます。

開催の趣旨としましては、課徴金制度につきまして検討するというものでございます。課徴金制度は、昭和52年に導入され、それから40年たったということで、経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化が進展しておりますので、40年前の制度がそういうものに対応しているのか、何か問題が起きていないのかという観点から検討を行ったということでございます。

開催状況としましては、平成28年2月から29年3月まで15回の会合を開催しておりまして、今年4月に報告書を取りまとめたということでございます。

研究会の会員でございますが、本日御出席の岸井会員に座長となっただきまして、泉水会員、及川会員には、研究会の会員としても御出席いただきました。

報告書でございますが、1枚めくっていただきまして3ページ目に飛ばさせていただきますと思います。

まず、課徴金制度というものがどういうものかということでございます。現行の課徴金につきましてどうなっているのかといいますと、法定された算定方式に従いまして、一律かつ画一的に算定・賦課するというところでございます。これは全て法律に書いているということでございまして、硬直的な算定方法になっているということです。

具体的にどう算定するかといいますと、課徴金の額につきましては、算定期間を考慮して、課徴金の算定基礎となる違反行為に対応する商品やサービスの売上高を算出します。

例えば5年、10年に及ぶ違反行為につきましても、現行制度では3年間しか算定の基礎額に入れられないという問題があります。そして、この基礎額に算定率を乗じ、課徴金を算出いたします。この算定率の基本率は10%ですが、中小企業や業種の区別により、算定率が異なっております。

このような金額を算定しまして、最後に課徴金減免制度というものでございますが、これは、社内調査をして、違反行為があるということであれば公正取引委員会に報告をする、その順番に応じまして課徴金が減額されたり免除されるという制度でございます。そして、この課徴金減免制度を考慮して課徴金額を算出し、義務的に課すというのが現行の課徴金制度でございます。

しかしながら、このような課徴金制度につきましては、先ほど申し上げました40年の経済変化に対応していくために、様々な問題があるのではないかとということで、検討を行ったというのが、この研究会でございます。

4ページ目に飛びますが、課徴金の見直しの方向としましては、まず研究会では、現在起こっている問題に対応した制度設計をしてはどうかということが検討されました。

現行の課徴金制度は、先ほど説明したとおり、硬直的な制度ですので、課徴金制度に一定の柔軟性を認めることが適当ではないかということでございます。

しかしながら、ここで問題となりますのは、課徴金制度がなぜ硬直的になっているかという問題でございます。この点については、昭和52年の導入時点で議論がなされたものでございますが、当時は刑事罰があり、この刑事罰に加えて課徴金制度が導入されるということになりますと、憲法第39条で禁止している二重処罰の問題が生じるのではないかとございいたします。このため、課徴金制度は、刑事罰に近くならないように、裁量を与えない硬直的な制度にしようということが制度設計として整理されました。

研究会においては、このような整理を前提として、課徴金制度に裁量が全く認められないのかどうかについて議論されました。研究会の結論としましては、裁量を認めないというのは、政策的に刑事罰に近付けないという観点から、認めなかったという整理に至ったというわけでございます。

逆に言いますと、一定の裁量を認めたとしましても、それが刑事罰に近く

ならないということであれば、柔軟な制度というのは可能ではないかということが、研究会では整理されたということでございます。

一方で、そのような制度について、諸外国でどうなっているかといいますと、諸外国では、当局に広範な裁量が認められている制度になっております。一定の上限が決められておまして、それ以外は当局が広範な裁量で、課徴金の額や賦課するかどうかを決めている制度になっております。

そのような制度を導入するかどうかということについても、研究会で検討され、一足飛びに当局に広範な裁量を与えるという解決方法ではなく、問題に対しまして、個別に対処規定を設けるという方向で対処可能ではないか、裁量の部分というのは、裁量によらなければ解消できないという問題に限定してはどうかという方向で議論されました。

具体的な制度設計としましては、次の5ページ目でございます。

具体的な報告書の結論としまして、課徴金の算定賦課方式の基本的な枠組みをどうするのかということが検討され、一定の方向性が示されました。

具体的には、課徴金の算定基礎となる売上高をどうするのかということでございます。

1点目としては、現行の課徴金の基礎となる売上高は、やや詳細な検討が必要な制度となっているということございまして、ここについて機動的・効率的な運用ができるように改正してはどうかということでございます。

2点目が、売上げがないケースというのが生じる場合として、象徴的な事例としては、国際市場分割カルテルでございます。例えば、日本とEUとアメリカというのが三大市場としますと、日本の企業はアメリカの市場やEUの市場には参入しない、EUの企業は日本の市場やアメリカの市場には参入しないというカルテルです。

そのようなカルテルの合意につきましては、公正取引委員会は、独占禁止法に基づき、その合意を破棄してくださいという排除措置命令は可能ですが、課徴金を課す段階になりますと、EUの企業やアメリカの企業は、日本で売上高がないので、現行制度の下では、課徴金が課されないということになります。

こういうものについては、やはり対応する必要があるのではないかという

議論がなされたわけでございます。

このような事案は、一つの典型でございますが、売上高がない、課徴金が課せないという事案につきましては、対処規定を設けるということで対応してはどうかということが議論されました。

一方で、全て、そのような事例を想定できるというものではありませんので、例えば政令で委任しまして、将来的に追加できるとか、一般的な規定を設けるという議論もなされたというわけでございます。

3点目としては、逆に課徴金が重複、売上高が重複してしまうのではないかとございまして。

例えば、同じような違反行為が2つありますと、現行制度では、それぞれに課徴金を課すこととなります。しかしながら、地理的に重なっている市場がある場合に、どのように対応するのかという問題があるわけです。

この問題を踏まえ、重複がある場合には、公正取引委員会の裁量により、算定基礎となる売上額の算出の段階で控除できるという規定を設けてはどうかという点が、3点目でございます。

続きまして、課徴金の水準自体も、やはり諸外国に比べて低いのではないかと議論とともに、算定期間をどうするのかという点が議論されました。

現行の制度では、算定期間の上限が3年間になっておりますが、これは、現行制度が制定された当時、3年を超えるカルテルや談合が余りなかったということでございまして。しかしながら、最近の事例で見ますと、違反行為の実行期間の平均は約4年であり、10年に近い違反行為もありますので、やはり3年では、違反抑止の観点から低すぎるのではないかと議論がありました。

諸外国では、算定期間の上限はないので、撤廃するという意見もありましたが、一方で、数十年前の売上高を算定できるかどうかという問題もありますので、例えば商法とか会社法での帳簿保存義務、大体10年ということですが、そのような状況も踏まえまして、上限を決めてはどうかという議論がなされたわけでございます。

また、具体的な課徴金の額の水準を上げようということになりますと、算定率をどうするのかということも併せて議論するというございまして。

続きまして、業種別算定率がありまして、こちらについては、廃止という方向性が示されております。製造業、卸売業、小売業につきまして、それぞれ算定率が決まっておりますが、このうち、卸売業と小売業につきましては、利益率が低いのではないかという理由で、低い算定率が適用される制度になっております。

しかしながら、例えば、企業再編をすることにより、実態はメーカー（製造業）であるが、卸売業となり、低い算定率が適用されるという場合があります。このようなケースがあるので、業種別算定率という制度を残す理由がなくなったのではないかという議論でございます。

また、中小企業算定率についても同様な議論がなされております。現行制度では、中小企業は資本金の多寡、従業員の数により定義されておりますが、例えば、プロパー職員がほとんどいない大企業の子会社は、外形上は大きな企業であっても、従業員の数により中小企業となり、低い算定率が適用されるという問題があります。これは、大企業の子会社である中小企業まで適用するのはどうかという議論でございます。

研究会において、この中小企業算定率につきましては、適用対象を適正化してはどうか、先ほど申し上げた大企業の子会社というものをどう除いていくのかという議論がなされたということでございます。

続きまして、研究会では、調査協力インセンティブを高める制度について議論されました。

平成 18 年 1 月から、課徴金減免制度が導入されておまして、1,000 件を超える減免申請がなされているということでございます。

現行の課徴金減免制度につきましては、やはり減免申請の順番、これが一番重要になっております。逆に言いますと、順番さえ取ってしまえば、あとは調査に協力をしないという事例も出てきております。

現行制度では、適用事業者の数が最大 5 名と決まっておりますが、研究会においては、これを撤廃したり、申請期限を撤廃してはどうかということが議論されました。減免申請の順番が最大のポイントというわけではなく、やはり公正取引委員会に対する調査への貢献度に応じて、減算率を決めてはどうかということでございます。

具体的には、企業が社内調査を行った後、公正取引委員会に情報提供していただき、その提出された証拠の価値等に応じて、実際の違反行為の立証に寄与したかという観点から、減算率を決定してはどうかということです。

このような制度になりますと、公正取引委員会と事業者の両方が実態とは何なのだということを協力しながら、実態解明を図れるという制度になります。諸外国でも大体このような制度になっているということで、このような方向性について、研究会が報告書で提言しております。

そして、調査妨害行為に対する刑事罰につきましては、現行制度では、実行行為者と法人の両方が300万以下の罰金になっております。一方で、他法令を見ますと、法人については重くするという法人重科もあります。例えば、金融関係ですと、法人に対しては重科しまして、2億円以下という制度もあるわけでございますので、そのような検査妨害について、法人に対する罰金刑を引き上げてはどうかということが研究会で議論されました。

また、このような制度となった場合に、手続保障をどうするのかということも、この研究会では詳細に議論されました。

想定されるケースとしては、事業者が社内調査を行い、その段階で違反行為を把握し、外部の弁護士と相談した後、弁護士からアドバイスを頂くという一連のコミュニケーションがあるわけです。

このような場合に、弁護士のアドバイスなど弁護士とのコミュニケーションについて、情報の秘密をどう扱うのかということが議論されました。

この点について、諸外国でどうなっているかといいますと、多くの諸外国では、法体系全般にそういうものについては、権利として保護しようという考え方があるわけです。それが競争法にも適用されているという形になっているわけでございます。

一方で、日本でどうなっているかといいますと、そのような権利というのは、刑事、民事、行政含めて認められていません。そのような状況で、このような権利をどうするのかということが議論されました。

先ほど説明しましたように、課徴金減免制度が改正されるということになりますと、企業としましても、質の高い情報を公正取引委員会に出そうという方向で社内調査をするということになります。そうすると、場合によって

は弁護士から法的なアドバイスをもらうことで、情報の質が上がる可能性があるのではないかということです。最終的には、秘匿特権に配慮するとしましても、具体的な調査の過程、社内調査の過程で出てきた情報というのは、全て公正取引委員会に提出されるということになるわけですので、実態解明に与える影響というのも余りないのではないかということです。

一方で、このような制度は、先ほど申し上げましたように、我が国の法体系では認められていないものですので、独禁法だけ、法体系を無視して法定化するというのも難しいし、法定化する理由もないのではないかということでありまして、この研究会において、公正取引委員会による独禁法の運用により、一定の保護をしてはどうかという方向性が示されたということでございます。

また戻って恐縮でございますが、2ページ目でございますが、大きく分けまして、このようなまとめになろうかと思えます。

硬直的な課徴金制度というのが現行でありますので、それを改善してはどうかというのが1点目でございます。その内容としまして、現在起こっている問題に対してどう対処するのかというところに対して、対応する規定や一定の裁量を認めようということです。

2点目が、調査協力インセンティブを高め、公正取引委員会と事業者、それぞれが協力しながら、効率的・効果的な実態解明、事件処理を図れることを目指す制度にしてはどうかということです。

3点目としましては、このような新制度を効果的にワークさせるための手続保障として、配慮してはどうかということです。

これら3点について4月25日に報告書として取りまとめました。今後、公正取引委員会としましては、立法作業を行う予定でございます。早ければ来年の通常国会に、独占禁止法改正法案を提出するという方向で検討しておりますが、その我々の検討作業に有益になる情報提供を得るために、現在、意見募集を行っております。今月末まで、意見を募集しておりますので、我々の検討作業に資する情報が寄せられることを期待しているところでございます。

以上が簡単ではありますが、報告書の概要でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、あるいは御意見などがございましたら、御自由に御発言ください。

○川田会員 詳細な御説明ありがとうございました。

私からは、経団連の立場で、今回の報告書について事業者がどのような印象を持っているかということをご集まりの会員の皆様に説明し、御理解賜りたいという思いから、一言コメントを申し上げたいと思います。

まず、いろいろな意見のある中で、この報告書を取りまとめられたことにつきまして、敬意を表したいと思います。

また、この報告書では、先ほど向井参事官からお話があったとおり、非常に大きな特徴としまして、2ページ目の2にございます調査協力インセンティブを高める制度の導入ということで、その2行目にありますように、事業者と公正取引委員会が協力して効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大するという方向性が打ち出されております。この方向性につきましても歓迎を申し上げたいと思います。

現在、事業者が、どのような形で独禁法コンプライアンス活動をしているかということをご紹介します。以前この懇話会でも、公正取引委員会から事業者への呼びかけとしまして、独禁法コンプライアンスの充実という御説明がございました。実態として、私ども事業者としましては、まず経営トップから独禁法遵守の徹底を宣言し、それと同時に、従業員に対しまして、独禁法の研修、独禁法の知識普及を行い、さらに、内部通報制度の充実のほか、例えば、競争他社等と面談をする場合には、その面談の記録の作成・保管を行うという形で、独禁法に関しては、かなり注意深く、徹底的にその遵法に向けた取組みを行っているところでございます。

そういう中にありまして、残念ながら独禁法違反事件を起こすときは、大体が営業職の知識不足という点が非常に多いのが実態でございます。例えば、慣行的に、今までもみんなと話し合っていたのではないかと、何が悪いのだという意識、あるいは、別に利益にならなくてもシェアを維持するというのはみんながハッピーなことではないかという誤った認識のもとで行われるケースが非常に多いということでございます。それはいけないのだと何回

も言っているわけですがけれども、不幸にして違反行為があった場合には、我々が経営として、先ほど話が出ましたけれども、法務部門が中心となり、インハウスの弁護士、あるいは外部の弁護士と共同で、徹底的に調査を行います。

そのようにして実態を解明していくわけですので、そういう意味では、先ほども述べたように、万一、このような事件が発生した場合、事業者と公正取引委員会が協力して、その実態解明を行うというのは、私どもも非常に歓迎する方向性であるということを申し上げたいと思います。

それから、2ページの3番目でございます新制度をより効果的にワークさせるための手続保障ということで、先ほど向井参事官から秘匿特権について配慮するというお話がございましたけれども、これは是非お願い申し上げたいと思います。

また、我々事業者というのは、国内の事業活動に加えて、実は今、非常にグローバルに事業を展開しております、諸外国との制度の差によって、我々が不利益を被ることが非常に多いということもあります。そのようにグローバルな展開をしている中で、諸外国と同じような防御権というものを確立していただきたいというのが、私どもの希望でございます。

これ以外にもいろいろな意見がございまして、これらについては、先ほど申し上げたこととまとめて、6月30日までに提出する予定ですが、方向性としましては、私ども歓迎申し上げたいということを申し上げて、私のコメントとさせていただきます。

ありがとうございました。

○伊藤会長 どうぞ、続けてどなたか。

○細田会員 商工会議所の立場から報告させていただきたいと思います。

商工会議所の方では、昨年6月と8月に、課徴金制度に対する意見書を提出させていただいております。意見書の中では、裁量型の課徴金制度の導入について、現行制度の中で、「裁量型の課徴金制度が導入されていないことにより、公正取引委員会が違反行為の十分な抑止及び取締りができておらず、したがって裁量制による課徴金制度の導入が不可欠である」という立法事実の立証や詳細な制度設計について、今後更に検討していく必要があると

しております。

また、具体的な制度設計として、調査協カインセンティブを高める制度において必要な運用基準等を策定・公表することや、日本の市場において売上げがない場合の国際市場分割カルテルの対応、中小企業の軽減算定率を維持することなど、商工会議所の意見も報告書に盛り込んでいただいたところで

す。

今後、法改正のプロセスに進む際には、企業経営への影響を予測できる調査プロセスの透明性の確保と、談合やカルテル、優越的地位の濫用などの行為によって、中小企業が被害企業となる可能性が多分にあり得ますので、被害企業から見ても納得感の得られる制度となるよう配慮を是非お願いしたいと思っております。以上でございます。

○伊藤会長 続けてどうぞ。お願いします。

○吉田会員 全体的な方向性は、硬直的な課徴金制度の改善ということで大変すばらしいと思います。

今まで本当に固定的な算定率で課徴金を取っていたということで、そこに裁量の余地がなかったのですけれども、裁量を導入するというので、よろしいかと思うのですが、やはり心配になるのは、恣意的な運用になってしまうのではないかというところかなと思います。

諸外国はかなり恣意的にやっているということを知ることがありますが、それと全く両極端というか、裁量の余地がない状況から、少し裁量を入れるということ自体は、段階的にやられるのかなとは思いますが、恣意性をなるべく入れない形での運用と、ケース・バイ・ケースでの運用と、恐らくその間を取っていくということは難しいかと思いますが、御配慮いただければと思います。

それから、課徴金制度全般について時々感じることもありますが、そもそも課徴金を取ることによって、カルテルを抑止するというのと、それから、特に現在の減免制度で、カルテルを発見することについても意義があるわけなのですが、リニエンシーで、例えば協力した企業に対しては課徴金を下げるとか、あるいは妨害行為とか非協力だったりという場合、妨害した場合には、逆に上げるというのは、これは大変よろしいかと思えます。

そこで、今回気になったことは、減免することによって、逆にカルテルがやりやすくなってしまわないか、課徴金が減免されるわけなので、カルテルをやって、減免制度によって減免されればよいという面もなきにしもあらずだと思うのです。

これは一応、理論的にはそういうことが示されておりますが、ただ違反行為を発見するということとの、どちらの効果が強いかというところで、間をとってやらざるを得ないと思います。例えば、現行の減免を受けることができる事業者の数が、調査前であれば、最初に申告した企業は免除で、その後だんだん下がっていきます。減免の適用事業者は最大5社であるということなのですけれども、その5社という上限を撤廃するということなのですが、それによって、どんどん申告すれば課徴金が減免されるから、カルテルをやってもいいんだ、みたいにならないかというのが気になったところです。

だから、課徴金の額や算定率、そういったものを引き上げて、なおかつ減免を受けることのできる事業者を増やし、企業の協力というのを促すという意味では、リニエンシーはいいと思うのですが、その反面、カルテルをやってもいいんだというところもあるのかなと思います。

このほか、常々思うのは、再犯した企業についての厳しさというか、そこは大変重要かなと思いますので、リニエンシーで減免されておいて、次また再犯ということが繰り返されると、これは全く意味がないと思いますので、そういったところもどのようにお考えかとお聞きしたいです。以上です。

○伊藤会長 前のお二方、意見が多かったのですけれども、もしよろしければ、まとめて今、お答えいただければと思います。

○向井官房参事官 まず1点目でございますが、申請すれば減額されるということであれば、カルテルや談合を助長するのではないかという議論でございますが、それに対応するためにはどうするかといいますと、やはり課徴金の水準自体を高くするという必要があるのではないかと考えております。

水準が高ければ、違反をして減免したとしても、結局、トータルでは儲からないということですので、減免があるからカルテル、談合をやろうというインセンティブは働かないということになろうかと思っております。

その観点から研究会におきましても、やはり課徴金の水準自体は上げるべ

きだという議論もなされたわけでございます。

このやり方につきまして、いろいろな方法がありまして、例えば、基本算定率は現在 10%ということではありますが、これを上げるというやり方もあるわけでございます。

一方で、現行制度では、算定期間の上限は3年になっている。この3年というのが短すぎるのではないかという議論がありますので、これを延長させるということで対応するというところでございます。

このように、制度設計におきましては、なるべく違反行為が長いものにつきまして、課徴金の水準が上がるようなやり方をすることにより、減免制度があるから、カルテルとか談合というのは気楽にやりましょうというインセンティブが働かない制度設計にしたいと思っております。

そして、繰り返しの違反について、現行の制度では、繰り返し違反した事業者に対する課徴金の算定率が 15%になっております。

この点について研究会でもいろいろ議論となったのは、繰り返し違反における企業グループの取扱いでございます。企業グループの中で、過去に子会社とか親会社が違反行為を行い、次に違反があったという場合に、それをどうするのかという点についても研究会では議論されました。諸外国でも、そのような議論がなされておまして、実際には再度の違反の場合には高い水準で課徴金を課す適用がされております。

一方で、今、日本の法体系全体を見ますと、やはり企業グループに対する規制というよりは、法人単位で規制がなされているということもありますので、そのような法体系全体を踏まえて、どのような制度がいいのかというところは今後の立法作業において、具体的な制度を検討させていただきたいと考えております。

○伊藤会長 ほかにどなたか意見ありますか。

○由布会員 今回のこの報告書を拝見して、本当に一歩進んだなと思って、実際に実務の現場にいる人間として、歓迎したいと思います。これまで困ることがあったのは、特に手続保障です。例えば、秘匿特権の問題ですが、最近、輸出企業が多いものですから、カルテルというと大体国際カルテルになってしまう。そうしますと、諸外国の弁護士さんと一緒に話合いをして、どういう状況な

のかということをお互いに説明し合ったりしなければならない。その段階で「いや、待て。日本の弁護士には秘匿特権がない」ということになりまして、「あいつらをこの会議に入れていいのか」という議論が始まってしまったりしまして、実際にそうしますと、私どもの防御活動というものが、かなり制限される場合もございます。

それと同時にもっと恥ずかしかったことは、7、8年前に、世界各国の中で、そういう現場に立ち会ったのですけれども、電話会議で「いや、我々秘匿特権はないのだ」と言った途端に国際電話の向こう側でしーんとしちゃったのです。

どういうことかといいますと、世界中でその当時、弁護士秘匿特権が認められていない国が、日本と韓国だけだったのです。その後、韓国は変わったと聞いてもおりますが、具体的なことは把握しておりません。

ただ、そういうわけで、いわゆる基本的な権利、防御権、人権というものが、日本は保障されていないのであるという、非常に法的な後進国であるという、一瞬、そういう感情が流れるのです。

このことは、国際的な法律実務をやる上でも大変やりにくいことでもありますし、余りいいことではない。

また、現在、カルテルにおける課徴金というものは、企業が怖がっていると思います。レピュテーションリスク、コンプライアンス、そういった観点もございまして、現場から見る限りは、まだ現場への徹底が不足しているところはあっても、本当にカルテル事件を起こしてはならないという意識は強くなっている。それから、実際の企業負担というのは、取締り官庁である公正取引委員会の課徴金の問題だけではなくて、その後で最近は必ず私的なクレームというのが付いて回るようになりまして、企業負担というのは目に見えないところでもっと膨大になるという現象が起きております。

このように、企業の方々から見ると、課徴金が柔軟になった、あるいは安くなるかもしれないという理由から、カルテルなどの違反行為をどんどんやってもいいという感情は持っていないというのが、私の現場からの実感でございます。

今後、柔軟に対応していただけるというのは、本当に大歓迎でございます

し、また、ある程度、実際、実務上は今でも調査協力はしておりますけれども、もう少し明文化していただきたいと思います。法務部の方で、中には順番を取ればいいんだと、法文だけを読んで誤解している方もおりますので、そうじゃないのです、まだまだ続くのです、一生懸命いろいろな情報を出して協力してやって、真実解明していかなければいけないのですという説明をしていくためにも、明確に法文に規定していただきたいと思います。

○伊藤会長 何かありますか、明文化とか、そういうことについて。

○向井官房参事官 御指摘、どうもありがとうございました。

この研究会におきましても、秘匿特権につきましては、相当詳細な議論がなされております。

特に、やはり国際的な取組で、何か不利になるのではないかという議論もあったわけでごさいます、これにつきまして、具体的な事例を提示してほしいということは、既にお伝えしており、詳細に聞いてみますと、やはり抽象的な懸念にすぎないようです。実際何か問題が起こっているかという、余り問題は起こっていないのではないかということでごさいます。

特に、アメリカの民事訴訟とかディスカバリーの対応で、秘匿特権が必要ではないかという議論もよくされているわけでごさいます、本当にこれについて何か現状、問題が起こっているのかということも、いろいろ研究会でも聞いたわけでごさいます、やはり具体的なもの、具体的な問題というのが指摘されなかったところが現状ではないかと思っております。

また、秘匿特権でごさいます、いろいろ誤解もあるところでありまして、例えば弁護士の守秘義務は、例えば刑法とか民訴法、そういうものでは、日本でも広く認められております。例えば、依頼者側にアドバイスしますと、それについても保護されているのではないかという議論もあるわけでごさいます、秘匿特権の定義にもよるのだと思いますが、諸外国に比べて、それが全くなくて、狭いという議論は、若干ミスリードではないかというところでございます。

また、冒頭申し上げましたように、秘匿特権は、諸外国では、判例等の積み重ねによりまして、法体系全体で権利化され、それが競争法にも適用されているという実態でごさいます。

そうしますと、我が国におきまして、我が国の法体系全体について、秘匿特権をどうするのかという議論が行われた後に、独禁法、競争法にもどう適用するのかということを検討するというのが筋ではないかというのが、研究会での検討の方向性でした。

一方で、なかなか法律改正まで待てないということもありますので、研究会では限定的な部分ではありますが、新しい制度、課徴金減免制度というものが、より機能するという観点から、運用によって配慮できるところがあるのではないかという方向性が示されたということでございます。

○レイク会員 これからお話しするコメントは、経営者の立場で経験したというよりは、元アメリカ、米国の弁護士事務所で実務をしたときの経験と、また、その後、在日米国商工会議所で競争法、またそれ以外の日本の法環境の中で、グローバル企業がどういう経験をして、皆さんがどういう懸念を共有しているかという、そういう背景でお話をしますが、今の御説明は、そういう意味で、実態と全くかけ離れた御説明だと思えます。

具体的な例が出てこなかったのは、もしかしたら、鶏と卵の問題なのかもしれません。正に特権が確保されていないから、具体的な例をお話ししたら、後になって問題が起きると思ったのかもしれない。

私の経験では、やはりグローバルな問題が起きたときに、実際にしっかりと調査し、その上で法務リスクが更に処理されて、コンプライアンスを推進したいと思っている経営者が、社内弁護士、社外弁護士とともに、完全にオープンなディスカッションをしたいと思ったときに、日本のこの特権が確保されていないということが必ずネックになります。

ですから、その具体例がないという御説明は、もしかしたら勉強会でなかなか出てこなかった理由があるのかもしれませんが、私が米国の弁護士として経験したこと、また外国企業の多くの法務担当者たちが話していることとはかけ離れています。そして、これはおっしゃるとおり、競争法だけの問題ではないので、多分、日本政府全体として更なるグローバル経済化の中で、グローバル企業の展開の更なる課題の一つであり、日本に本店、本社がある企業も含めて、構造的な要因として政府全体で取り組まなければいけない課題なのかもしれません。

それを公正取引委員会だけで乗り越えることはできないのかもしれませんが、事例が出てこなかったという御説明は違和感を感じましたので、今日は静かにしていようと思ったのですけれども、コメントさせていただきました。

○土田会員 まず、研究会の会合を15回も重ねられまして、本当にお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。

私自身はこの報告書の基本的な方向には賛成でございます。最初、裁量型課徴金という話で始まったわけですけれども、私的独占とか不公正な取引方法は、裁量の話が大きいのだらうと思います。一方で、カルテル、不当な取引制限については、なかなか課徴金を課す、課さないという裁量はなく、違反が認定されれば必ず課すということになるだらうと思いますので、リニエンス一等で裁量性を事実上入れていくという形になるのはやむを得ないところだらうと思います。

算定期間が、例えば10年まで延長するという書き方がしてあったかと思えますけれども、ここは、一番評価できるところではないかと思っております。

それから、御質問になるかもしれませんが、先ほどから議論になっている秘匿特権でございます。私は、実務経験がありませんので、なかなか具体的なことを言えないのですけれども、一方では事業者の権利、防御権が重要だというのは分かりますけれども、他方では実態解明ということも非常に重要だと思っております。そのバランスの中で、運用においてこれを認めていくという書き方だったと思うのです。

落としどころとしてはと言うと失礼かもしれませんが、妥当な線なのではないかと思っております。

研究会の報告書には、証拠隠滅等の弊害防止措置を整備し、その上で秘匿特権を運用において認めると書かれていたと思いますが、この証拠隠滅等の弊害を防止するというのは、誰がどのような形で防止するのかということをお教えいただければと思います。

○向井官房参事官 今後の制度設計におきまして、詳細に検討していくことになると思いますが、私個人の意見、研究会での議論について紹介させていただきたい

と思います。

具体的には、例えばどのような場面でこの秘匿特権の問題が発生するかといいますと、公正取引委員会が事業者に立入検査をすると、そのような違反行為の証拠となり得る情報が綴られたファイルが出てきます。そして、事業者としましては、これは弁護士との相談内容なので秘密なのだということを主張をするわけでございます。

しかしながら、その中には、実は、弁護士と事業者の相談内容以外のもの、例えば談合の会合の議事録とか、いろいろなものが入っている可能性もあるということでございます。

我々がそういう情報を全く見られないということになりますと、結局、そのファイルに入れてしまえば、重要な情報は全て隠すこともできるのではないかという問題意識です。

例えば、欧州委員会等はどうしているのかというと、まずは一瞥して本当かどうかというのを見まして、疑義があった場合には例えば封筒に入れて、一応提出命令をして、当局に持って帰ります。それについて、実際の調査をしているところとは別の部門において、本当に主張するような秘匿に該当するものだけが入っているのか、それ以外のものも入っていないのかということとを判別するという手続があるわけでございます。

そのような手続を併せて運用で認めるとしても、我々が内部でその手続を整備し、それを対外的にも明らかにする必要があるのではないかと考えております。この弊害防止措置というのは、そういうものをイメージしております。

○岸井会員 先ほどレイク会員が、研究会で議論したのは、現実と違っているのではないかということをおっしゃったので、一応、研究会を主催して、司会をやったものですから、一言弁明させていただきます。

研究会で問題になったのは、弁護士の方から、米国の民事訴訟の、集団訴訟を起こされたときにディスカバリー制度によって、証拠を、秘匿特権がないと、そこで全部、結局開示されてしまうという問題があるのではないかということが具体的に出されました。

そこで、そういう問題があるのかどうかということで、いろいろ調べた結

果、アメリカの判例では、私も専門家ではないですから、詳しく申し上げることはできないですけれども、例えば当局の報告命令によってその証拠を出したということであれば、ディスカバリーの対象にならないという先例があります。その意味で、具体的には何が問題になるのかということをつっ込んで聞きますと、なかなか具体的な話が出てこなかったというのが、研究会での議論の実態ということであります。

それからもう一つは、先ほどの由布会員の方からもお話がありましたけれども、秘匿特権について研究会でいろいろ議論して、全然認めないとか、一切無視するという形で議論したのではありません。

問題は、秘匿特権というのは、単に証拠をどのような方法で使うかという話ではなくて、そもそも特権の範囲になったら、一切証拠を見られないということです。これはその意味では、単なる守秘義務とかそういうルールの延長ではなくて、これは証拠へのアクセス自体がもう完全にシャットアウトされるという、そういう権利なのです。なので、それを全面的に認めてしまうと、権利保護が強すぎるのです。だから、諸外国でもいろいろ例がありますけれども、これは何らかの形でいろいろ範囲を区切って、弊害防止のためにこういう例外がある場合は秘匿特権を認めないであるとか、アメリカでもいろいろルールがあって、それも国によって、その国のいろいろな裁判とか、このような弁護士の経験とか、いろいろな今までの歴史の中で、いろいろルールが積み重ねられてきて、秘匿特権が認められる範囲が狭いところも広いところもあります。恐らくアメリカはすごく広いと思います。イギリスも割と広いですね。他方、ヨーロッパの大陸系のドイツとかフランスとかはそれほど広くないです。

それから私の寡聞で、もし間違っていたら申し訳ないですけれども、イタリアでは確か秘匿特権は、正面から認めていないと思います。私の知識ですから、もし疑問がございましたら、後で調べていただきたいです。それからドイツは制限されています。かなり秘匿特権を認めるとしても、範囲が制限されているという形です。今回の報告書では、秘匿特権を何らかの範囲で認めようという話でスタートしているわけですから、問題はどの範囲で認めるかということであり、実態解明機能との関係でバランスをとる必要があります。

す。

私はその実態解明については、秘匿特権というのは、要するに、弁護士を依頼することができる依頼者の権利を守るという、その延長で出てきているのですけれども、実際には、例えば刑事の冤罪事件みたいな場合も秘匿特権ですし、それから公正取引委員会のカルテルの事件なんかの場合も秘匿特権です。

そうすると、いわゆる人権といっても、どういう形でそれが問題になってくるかというのは質が随分異なり、バリエーションがあると思うのです。研究会で随分議論したのですけれども、カルテルの場合は密室犯罪なので、秘匿特権があると、かなり実態解明に必要な証拠が全部ブロックされてしまいますから、なかなか出てこないという問題があって、これはほかの国でも、ヨーロッパでも問題視されている。

そうすると、どの範囲で秘匿特権を認めるかとか、いろいろ議論が出てくるので、これ以上やると内容の議論になってしまいますから、これはこの場ではやりませんけれども、とにかく問題は範囲の問題だということは是非御理解いただきたい。そのように考えています。

それからもう一つは、先ほど弊害防止措置の話が出ましたけれども、やはりこれもいろいろな弁護士がいて、ある意味で、レイク会員のような非常に遵法意識に燃えているというか、法を守るという意識が強い方もいますけれども、実際のいろいろな事例を聞くと、必ずしもそうでない方もいらっしゃいます。各国のいろいろなカルチャーとか、こういう言い方をしたら語弊がありますけれども、弁護士はクライアントのために働くのですから、ある程度、クライアント側に寄ることもありえると思います。ある意味で、私はそうじゃないと商売が成り立たないと思うので、正にそのような実態を前提にすると、クライアント側によってしまう弁護士との対応も必要となります。この際、一定の弊害防止措置やチェック措置と一緒に設けないと、独禁法を遵守するという立場からすると、やはり片手落ちになるのではないかと思いますので、全体のバランスをとるということで、そのように考えたということをは是非御理解いただければと思います。

○レイク会員 私も長い議論はしませんけれども、今の先生の御説明で安心しました。

ある意味では、もっと違う意味で議論がされていたのだと思ったのですが、向井参事官の説明を聞いて全く実態では問題がないという印象を持ってしまったことは私の誤解かもしれません。

秘匿特権の実情というのは、私も最近、弁護士としての業務をもう20年近くやっておりますので、印象の部分もありますけれども、先生がおっしゃるように、明確に米国でも、それを付けた瞬間に文書に、またそれを言った瞬間に、あたかも何をやってもいいということになるわけではありません。悪質性の評価のコンテキストの中で、前例があるのかないのかを考慮したり、コンプライアンスの取組が本当に真剣に行われてきた上で、それが実態として把握できるコンテキストの中で、それが評価されたりもします。正に判例でもあると思いますが、法律家としての議論として、どこまで、特に日本の法体系の中でそれが認められるのか、認められないのかという議論であり、先ほど言うべきだったのですが、この方向性は大賛成であります。

ただ、弁護士ではない法律家、元弁護士が経営者になったケースもあり、そういう方々がグローバルに会議をしたときに、日本の法体系では秘匿特権を認めていないのだということを知った瞬間に、そこで「いや、それだったら、フランクに相談することできない」ということになってしまう現実と、その一方で、だからといって米国やヨーロッパでも完全にそれが何でも認められて、完全にそれが特別な形で一切タッチできなくなっているわけでもないという、その狭間の中でのバランスをどこに持つかということだと思うのです。

ですから、法律家同士の議論が整理された上で、経営者が社内弁護士、社外弁護士と相談する過程で、グローバル会議で突然電話が切られてしまわないようにするため、対外的なメッセージと、論点の整理という二つの面で今後これを議論していくことが大事ではないかと、今、先生の御説明を聞いて思いました。

○天野会員 大変、熱いお話の後で、余りにも素朴な発言で恥ずかしいのですけれども、私も今回の報告書を、非常に意義のある報告書であったと思っております。

特に、調査協力のインセンティブを高めることについて、しっかりと十分に御議論されたという点は、非常に意義のあることだったと思っております。

その上で、先ほどもお話が出ましたけれども、やはり裁量への懸念と申しますか、裁量が恣意的なものになってしまうのではないかといった不安もございまして、そういったものを踏まえまして、やはり調査協力行為、調査妨害行為の範囲を明らかにするこの運用基準については、協力へのインセンティブを実際に高め、そして、実効性を高めるためにも具体的な分かりやすい基準というのをしっかりと作られていくことが大事ではないかと思えます。

それからもう1点は調査妨害行為に対するペナルティーです。検査妨害罪が適用されない場合、なかなかペナルティーが課されないということが実態だと思っておりますけれども、これは今後、どのような時間軸でこういった点について更に検討されていくのか、何か御所見があれば伺いたいと思えます。

○向井官房参事官 ありがとうございます。

調査妨害行為に対する課徴金制度の新設につきましては、可能であれば、次の改正に合わせて導入できればと考えております。

現在、検査妨害罪ということで、刑事罰があります。しかしながら、我々としましては、やはり独禁法違反行為、それ自体の立証活動というのが一番重要なものでございます。

そこで、検査妨害ということで、我々も検察に告発しようと思えますと、やはり実態解明以外のところについても関係者がどう対応したとか、どういう意図であったとか、いろいろ我々も調査をする必要があります。そうすると、なかなか検査妨害罪を告発するという取組は、我々の中ではプライオリティーが余り高くないのではないかとございまして。

一方で、今回、我々が考えている課徴金の加算制度は、その行為を調査妨害と認定した場合には増額するという制度ですので、違反行為の認定の延長線で認定が可能となるのではないかと考えています。

この制度の方が機動的に課徴金を課することができるということもありまして、調査妨害行為に対する抑止にも効果的に働くのではないかと考えております。この点につきましては、可能であれば是非、次の法改正のタイミングに合わせて改正できればよいと思っております。

また、検査妨害罪については、現行の制度では、法人と実行行為者、両方

の罰金額が300万円以下と低くなっています。他法令に倣い、法人には重くするという法人重科の考え方で、例えば、他法令では2億以下というのも一般的になっておりますので、そのような引上げも想定されるのではないかと考えております。この点も可能であれば次の改正でチャレンジしたいと考えております。

○泉水会員 私は、研究会の委員でしたので、今日は何も発言しないつもりでいたのですが、すけれども、かなり盛り上がりましたので、申し上げたいと思います。

まず、公正取引委員会の裁量については、本当に最低限のものになっているのではないかと理解しております。一番の問題点は、公正取引委員会がちゃんと客観的な証拠に基づいて加減算しているのかという点だと思います。この点については事前手続において加減算に用いた証拠は全て閲覧、あるいは場合によっては謄写の対象になりますし、その証拠はいつ提出されたかということも書かれることになっていると報告書に書いてあります。証拠等に基づいて、加減算がうまくされていないという点については、後で争うことが可能となるはずですので、そういう意味では、裁量は最小限になっていると思います。

それから、手続保障の観点でいきますと、これはほとんど皆さんと意見が一致していると思いますが、最初に、証拠については一切見られないわけではなくて、公正取引委員会や競争当局が封印して持って帰って、後でそれが対象要件を満たすかどうかを判断するという形になると思います。

既に何度か言われていますけれども、秘匿特権については、国によって随分と違いますし、アメリカでも州によって違うし、また、それぞれの州法がどうなっているかもよく分からないというのが現状だと思いますので、正にこの制度というのは、それぞれの国や州、地域によって本当に様々なのだと思います。また、条文で書かれている例はあってもわずかだろうと思います。そういう意味で、この問題について、いきなり制度として導入することは、かなり無理な話なので、運用しながら、先例を蓄積しながら、徐々にこういう制度を導入することになっていくのではないかと考えております。

秘匿特権については、やはり独禁法だけの問題ではなくて、これは、要は権利とするならば、司法制度、つまり行政、刑事を含めた司法制度全体の話

なので、そこでいろいろな問題について慎重に十分に検討して、その検討を踏まえた上で権利として導入するのが適切だと思いますし、私は、それは是非やるべきだと思っております。

○有田会員 いろいろ先生方の議論をお伺いして、消費者としての単純な疑問です。この報告書で説明されると、改善されていると思います。調査協力インセンティブを高める制度の導入したときに、それぞれ二つか三つの事業者がいて、それぞれ顧問弁護士の方がいて、アドバイスが違うかもしれないのですけれども、「より調査に協力した事業者が、より高い減算率を得られるようにする」というときに、協力をするというのは、ヒアリングの対象になる人は、第三者として依頼された弁護士さんではなくて、その事業者の担当者など、より情報を持っている人に協力をしてもらうと考えてよろしいのでしょうか。

要は、弁護士から、このことは言わない方がいいからなどと言われアドバイスされ、公正取引委員会のヒアリングに協力している形を見せながら、本当はそうではないようにするということは考えられないのでしょうか。これは仮想なのですけれども、そういうことがあるのかどうか。そのときに、この協力した事業者というのは、顧問弁護士や相談した第三者の弁護士ではなくて、事業者の担当で情報をより抱えているセクションの人と考えてよいのかということです。

○向井官房参事官 ありがとうございます。

今、我々として考えているのは、事業者が自主的に社内調査を行った後、証拠を自主的に出すと、それを評価しますということですので、そこは必ずしも弁護士が関与していないというケースも当然あるかと思えます。

一方で、研究会で特に議論になりましたのが、従業員の供述調書をどうするのかというところです。研究会の方向性としましては、ヒアリングについては自主的に情報を提出するというものではなく、公正取引委員会の担当官の下でインタビューを受けながら答えるのであって、それについては協力の度合いを評価する対象にはならないということでございます。

なぜそうかといいますと、例えば、「協力すると減額するよ」という利益誘導的なことがあるのではないかと、いわゆる冤罪などが作り出されるのでは

ないかという懸念もありましたので、そうであれば、我々として、協力というのは、社内で自らが調査してまとめていただいた情報を自主的に提出していただくことではないかと考えております。それは弁護士が絡む、絡まないというのは余り関係ありませんが、そのような情報を出していただければ、それについて調査協力度合いの評価対象としたいと考えております。

いずれにしても、現状では、この報告書を受けまして、具体的な内容の検討を正に行っているところでございますので、今の御意見も踏まえまして、具体的な制度設計について、検討させていただきたいと思っております。

○伊藤会長 いいですか。あと一人、よろしいですね、どうぞ。二人続けて。

○三村会員 いろいろな会員の方がおっしゃったとおり、裁量型の課徴金制度への移行、そして丁寧に御説明いただきまして、大変論点をよく整理されていると思いますので、私も評価いたします。

この中の報告書で本当に重要な指摘をされているとっておりましたのは、このような裁量型の課徴金制度が、例えば国際カルテルとか、そういった違反行為について、ある意味で抑制的に働くということです。その一方で、優越的地位の濫用の話や不公正な取引方法などの行為類型については、基本的に現行制度が維持されるので、今後、より有効な手法を検討していただきたい。

全体として、優越的地位の濫用については、海外の制度も非常によく整理されていますし、また、確約の制度もこれから始まるということで、いろいろな形の中で対応できるような方策ができ、違反行為の抑止策も整理されていくかもしれません。それを報告書の中で指摘されているというのは、大変良いことだと思っております。

今後は、課徴金制度を整備されると同時に、残された論点についての御検討をできるだけ早く始めていただければありがたいと思っておりました。

また、業種別の算定率については、課徴金の算定率について業種の枠を外し、卸売業・小売業も製造業と同じ課徴金の算定率になっていくとのことですが、卸売業・小売業の事業者が多額の課徴金を取られて非常に厳しくなるという議論が出てくるかもしれません。

非常に良い重要な指摘をしていただいておりますので、残された論点の御

検討を併せて進めていただければいいのかなと思います。以上、意見でございます。

○由布会員 先ほど御説明の中の証拠隠滅等の弊害防止という点について、確かに諸外国、諸管轄、制度が全く同じわけではございませんので、弁護士として、幾つもの管轄において仕事をしていると訳が分からなくなってくるということがあります。例えば、非常に雑駁な基準にしているのですけれども、私自身は、対EUで考えたときに割とすっきり分けています。調査当局の欧州委員会に対して資料を出すという、そのサブミッションについては秘匿特権がかかりますので、資料は外部に出ないことになります。

しかし、いわゆる preexisting document と言われるものも、その調査開始前に既にあった、その談合の議事録ですとか、それからあるいは幾らでやろうみたいなメールの取り交わし、こういうものについては秘匿特権がかからず、請求があれば、公開しなければならないという制度です。単純化して、ラフに言っていますけれども、そういう制度がありますので、議事録まで見られないのではないかという御懸念は、制度の在り方にもよりますが、当たらないのではないかと思います。

それから、いろいろと何か弁護士の品格を問われるような御意見があって、襟を正さなければいけないと思ったのですけれども、この情報は出さないようにしようなんて言うかという、カルテルの場合は言えません。

というのは、一つの企業が出さなくても、他の事業者から出てきますから、そうすると「一体これはどうなっているのか」ということで、当局から御質問がまた来て、そうすると、「隠していたね」ということになって、非常に心証が悪くなりますし、調査協力もしていないということになるので、余り依頼者のためにもならないし、自分の信用も落ちるようなことは、アドバイスとして専門家の弁護士であればしないのであろうと思っております。

○伊藤会長 なかなかおもしろい意見で、もう少し話を聞きたいのですけれども、またいずれ機会があると思いますので、時間が押していますので、先に行きたいと思います。

それでは、2つ目の課題である平成28年度における独占禁止法違反事件の処理状況につきまして、片桐管理企画課長から説明をお願いしたいと思

ます。

○片桐管理企画課長 それでは、平成 28 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について、御説明申し上げます。

お時間の関係もございますので、独禁懇 207-2-2 という資料、横長の処理状況の概要版ということで御用意させていただいておりますけれども、これを御覧いただきながら、説明に入りたいと思います。

まず、1 ページおめくりいただきまして、排除措置命令、課徴金納付命令です。平成 28 年度におきましては、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下で、11 件の排除措置命令を行っております。

また、課徴金納付命令につきましては、総額約 91 億円の課徴金納付命令を行っております。

2 ページ目、社会的ニーズに対応した多様な事件への対処でございます。

平成 28 年度におきましては、排除措置命令、あるいは警告を行った事件の対象として、キャンプ用品、ナス、壁紙、教科書などのほか、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事、消防救急デジタル無線機器など、国民生活に密接に関連した多種多様な分野に措置等を取っております。

それから、3 ページの方に行ってくださいまして、優越的地位の濫用行為への対処です。

中小事業者等に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用行為につきましては、こうした行為に係る調査を、効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的としまして、優越的地位濫用事件タスクフォースを設置して、調査を行っているところです。

平成 28 年度におきましては、小売業者等に対しまして、48 件の注意を行ったところです。

次に、4 ページ目、不当廉売への対処です。不当廉売につきましても、効率的・効果的な調査を心掛けておりまして、必要な是正措置を講じることとしております。未然防止の観点から、特に迅速な対処ということで行っているところです。

酒類、石油製品、家電製品等の各小売業につきましては、申告を受けてから原則 2 か月以内に処理するという方針で審査活動を行っております。平成

28年度におきましては、これらの分野におきまして、右下の方に書いてございますが、合計1,155件の注意を行っております。

それから、5ページの方をおめくりいただきまして、農業分野における取組です。

公正取引委員会は、この農業分野に関しまして、農業ガイドラインを策定いたしまして、違反行為の未然防止に取り組んできたところです。

また、平成28年4月には、この分野における専用の情報提供窓口を設置し、農業者、商系業者等からの独占禁止法違反被疑行為に係る情報を受け付ける体制を取っております。

この分野における被疑行為について、情報に接した場合には、農業分野タスクフォースで効果的に調査を行っています。

平成28年度におきましては、土佐あき農業協同組合が、ナスの販売の受託に関しまして、不公正な取引方法をしていたということで、排除措置命令1件を行いました。

それから6ページの方でございます。こちらの方にも、特に公正取引委員会として積極的に取り組んだ分野として、IT分野、知的財産権分野での取組についてまとめているものです。

まず、IT分野ですけれども、公正取引委員会は、技術革新の激しい、競争環境の変化の激しいIT・デジタル関連分野について、ITタスクフォースが積極的に情報収集、それから事件処理に取り組んでおります。

平成28年度におきましては、情報提供窓口を設置しまして、独占禁止法上、問題となる可能性がある行為について、幅広く情報提供を受け付ける体制を整備しております。

最近のITタスクフォースが担当した事件としましては、アマゾンジャパン合同会社が、自ら運営する電子商店街であるAmazonマーケットプレイスにおきまして、出品者との間で価格等の同等性条件等を契約していたことについて、審査を開始したところ、同社からその条項を削除するという申出がなされ、それを確認した上、審査を終了したという事案がございました。

それから、知的財産権分野におきましては、具体的な事案としては、記録型ブルーレイディスクの標準規格必須特許に関する事案です。これは標準規

格必須特許でFRAND宣言を行っていたパテントプールのワン・ブルー・エルエルシーという事業者が、ライセンス交渉中の事業者の取引を不当に妨害していたことに対して、違反を認定しましたが、特に排除措置を命ずる必要はないということで審査を終了、公表したという事案になります。

それから7ページ目ですけれども、事業者団体、発注者等への要請・連絡・申入れです。

公正取引委員会は、個別の事案、事業者による違反行為の排除のみならず、その審査の過程で、違反行為を誘発、助長するような発注者の行為、あるいは業界団体として、取組の必要性などが認められた場合には、競争政策上、必要な措置を講ずるように発注者、事業者団体等に要請・申入れを行っております。平成28年度においては、3件の申入れ・要請等を行いました。

公正取引委員会としては、今後とも市場の競争を制限して、消費者利益を侵害する価格カルテル、入札談合、受注調整、あるいは中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法、こういった違反行為に対して、厳正に対処し、競争環境の整備に向けて積極的に審査活動に取り組んでまいりたいと考えております。私の説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等を頂きたいと思います。時間がありますので、どうぞ、お願いします。

○高橋会員 2点伺いたいと思うのですが、1点目は、入札談合の事案が11件のうち4件を占めており、なかなかなくなるのだなと思っています。それに関連して、資料2-1の資料の5ページのところで、消防救急デジタル無線機器について、「納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外のものは、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた」ということなのですが、納入予定メーカーを決定したのは誰なのかをお聞きしたいと思います。

資料2-1の9ページの方で、この案件に関して、アとして、「特定の製造販売業者の仕様を発注仕様書に記載している」と書いてありますので、発注側が納入予定者を決めたことになるかと理解いたしました。

また、読み進めていくと、発注予定者に関しては、このような合意が存在

したことを仕様書に記載することのないように留意するよう連絡したと書いてあるのですけれども、官製談合に近い感じがしてしまったものですから、これについてお伺いしたいと思いました。

私は消防庁の契約監視会の委員をずっとやってきており、各省庁に契約監視の委員会が設けられていることを承知しています。消防関係では、非常に悩ましいことに、予定メーカーの実際の製品とほぼ同じ名称が発注仕様書の件名に入っていたり、仕様書にメーカーの写真が掲載されていたり、平成20年頃からそういうものを結構たくさん見て、契約監視会で指摘してきたところでございます。

ところが、今回、官製談合のような事件があつて、また、同じ消防のグループの中で行われているということは、非常にびっくりしました。

ですので、この仕様書に特定の製造事業者のものが入っていたというのが、うっかりなのか、意図的なのかということ言えば、最近、はやりの忖度みたいなことが、結構、こういう入札には見られます。発注する側としても、下見積りを取ったり、予定価格を決める過程で、事業者と接触しているうちに、この事業者しかできないだろうとか、この事業者にやってもらった方がよいだろうみたいな事情があつて、何となくそういうものを出して、それを民間事業者も忖度して、「今回はこのメーカーね、次のときはうちね」みたいな、お互いに譲り合うみたいなこともあるようにも思えます。

資料の書き振りが、発注側が事業者を先に決めていたかのように読めてしまったので、誤解かもしれませんが、その点をお聞きいたします。

それから2つ目は、農業分野における取組でございます。農業分野も、知っているだけでも平成に入ってからこういう農協とか協同組合、連合会とかが絡んだ疑わしい契約はあつたと思うのです。

共同販売行為に関しては、今回、排除措置命令は初めてということだと思えます。今までも警告とかいろいろやっていて、それで効果が出ないので、情報提供窓口を作って、情報が増えた結果、かなり確証の得られるものが出たということで、今回排除措置命令を行ったのでしょうか。現在の農業分野における取組の状況を、少し補足していただけるとありがたいと思います。以上です。

○片桐管理企画課長 ありがとうございます。

まず最初に、消防救急デジタルの件でございますけれども、納入予定者を決定していたのは、製造販売業者が談合して決めていたということです。

仕様書の関係で重要な御指摘を頂きました。本件のような機器については、ある程度の仕様を発注書に記載する必要があると思われます。事業者は、機器の機能など、その機器についていろいろな情報を持っているところ、発注書に自社に有利な仕様が書かれるように発注者に働きかけるということがありますが、その背景に、競争を回避しようという事業者間の談合意識が発注者への働きかけにつながっているということも考えられます。その事業者側の競争制限行為に対して厳正に対処することが重要ですが、発注者に連絡・申入れを行い、入札談合を助長するような行為については是正を促すことについても、事案の内容に応じて引き続き行っていきたいと考えております。

それから、農業分野についての状況ですけれども、情報提供窓口を設置して以降、平成29年3月末までに68件の情報提供を受けております。

いろいろお話を伺いますと、農業関係の方々には自らが直面している様々な問題について、公正取引委員会が、独禁法で取り上げてくれるのか分からないと考えているようです。

どのような行為が独禁法の問題になるのかといったことについては、農協ガイドライン等を策定して説明会も開いているところでございますが、具体的には個別の違反事件を処理することによって、このような事案に、独禁法で対応できるということをお示しできると考えています。また、そのような農業分野における様々な動きについては、情報提供窓口を設置していることと併せて、様々な説明会の場で農協関係者の方々に周知、広報活動しております。

このような取組によって、次第に農協関係の方々から公正取引委員会に情報が提供され、利用されるようになってきております。今後も引き続き、普及、広報活動を続けていきたいと考えております。

○高橋会員 御説明ありがとうございました。

後者の農業分野については分かりました。ただ、前者の消防救急デジタルの件が、官製談合も疑われるようなものだと、私はやはり感じるのですけれ

ども、公正取引委員会としてこういうことのないように留意するように連絡したとの書き振りが、非常に弱いのではないかというふうに思っております。官製談合防止法もあるわけですし、留意するよう連絡したではなくて、やはり真相をもう少し解明して、再発しないような対応を私はお願いしたいと思っております。

○伊藤会長 ほかにどなたか。泉水さん、どうぞ。

○泉水会員 ありがとうございます。

資料を拝見しまして、法的措置件数、それから課徴金減免制度の利用件数も、今回増えているという印象を持ちました。

それとともに、いわゆる単独行為、あるいは一方行為、一方的行為というのですか、私的独占とか不公正な取引方法の事件で、新しいタイプの事案があるという印象を持ちました。

例えばブルーレイディスクやアマゾンの事件のような新しいタイプの事案が出ておりますし、さらに今回のお話とは違いますが、例えば競争政策研究センターにおける報告書で、新しいタイプの行為類型について踏み込んだ報告書を出されたりしている。私的独占、あるいは不公正な取引方法についての新しい行為類型が検討されていることについて、非常に注目し、また非常に良いことだと思っております。

ただ、この点について、先ほどの三村委員の御意見と共通するのですが、独占禁止法研究会報告書においては、私的独占とか、不公正な取引方法、とりわけその中の優越的地位の濫用とか、こういった行為類型について、基本的には現状の制度を維持するという内容になっており、それはなぜかという点、これらの制度については、今後、確約制度が利用されるということが見込まれているからと記載されています。

確約制度の運用を見て、それで見直しましょうという形になっているわけですが、ただ、残念ながら確約制度は、法律はできましたけれども、施行できない状況です。この状況は、今後、かなり長い間が続きそうですので、課徴金の対象である私的独占とか不公正な取引方法については、今後、運用が沈滞するのではないかという懸念を若干感じております。

私的独占でも、課徴金対象行為以外については、農業等で事件があるわけ

ですが、それ以外はないわけです。

そういう意味で話がずれますけれども、確約制度の導入は、TPP条約と関係させるのかどうかも含めて、別の方法も含めて、検討していただいて、是非とも早く実施しないと、私的独占含めての行為については、このままで大丈夫なのか、懸念いたします。以上です。

○及川会員 平成28年度の独禁法違反の処理状況を御説明いただいて感じたことなのですけれども、摘発というか、排除措置命令、課徴金納付命令、このようにしっかり数字的に出していると思います。事業者団体、発注者への要請・連絡・申入れなどは、排除措置命令、課徴金納付命令をハード的な業務だとすると、こちらは少しソフト的な業務ではないかと思いますが、今後、このようなソフト的な業務である要請・申入れというのは、大変重要になってくると感じました。

先ほど御指摘にありましたように、資料2-2の8ページの下線部分において、「今後そのようなことがないように留意するよう連絡」とか、「再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申入れ」と書かれていますが、今後、そのようなことがないようにするにはどうしたらいいのかということで、こういった申入れの中に、例えばですけれども、こういった参考例があって、きっちり未然にこういうことのないようにしましょうというテキストがあればよいのではないかと思います。特に中小企業の場合は、違反行為の未然防止の観点から、次のアクション、次の一步がどうしていいのか分からないという声がございます。きめ細やかな、今後、要請・連絡・申入れをしていただくと、大変ありがたいと感じた次第でございます。

○伊藤会長 ほかに意見はありませんか。

○細田会員 優越的地位の濫用につきまして、一言申し上げたいと思います。

優越的地位濫用事件タスクフォースが設けられまして、更に効率的・効果的な調査がされているということで非常によろしいかなと思いますし、今後も違反行為の抑止、是正に努めていただいて、もし事実が認められた場合には、厳正なる対処をお願いしたいと思います。

ただ、タスクフォースで年間おおむね50件から60件ぐらい注意を行っているということと、資料2-1の別紙の方に優越的地位濫用タスクフォース

が処理した主な事例が書かれていますが、その部分を見ますと、昔から業界の中で行われていることとほとんど変わっていないということが非常に強く感じられます。

ですから、どうしても大手さんの言いなりになっているという業者は、まだまだ多く、当たり前にあるのだと思います。

それと、先ほどの説明で、アマゾンさんの例が出されておりましたが、消費者に物が渡る現場や取引方法は非常に多岐にわたってきておまして、単純に小売業者、卸売業者だけではくり切れない例も出てきていると思いますので、いろいろな部分で目を光らせていただければありがたいと思います。以上です。

○土田会員 1点は質問でございます。もう1点は感想というか意見でございます。

質問の方なのですけれども、欧州国債の事案と教科書の事案についてです。欧州国債の方は、これは警告ということで片付いておりますし、教科書の方は事業者団体に対する要請等ということでしょうか。資料2-1の8ページにはそういうことが書いてあります。警告は、一般的には、証拠が固まらなかったり、認定が不確実という理由で行っているものであり、正式な処分ではありません。

教科書の事件ですけれども、これは証拠という意味では、結構、マスコミ等でも報じられて、はっきりしているような気もするのですけれども、こちらの要請等ということで終わっているのは、どのような理由でしょうか。

それから、感想ないし意見なのですけれども、農業の問題でございます。農協が、特に規模の大きな農協が談合をやるとか、施主代行業者として受注者を決めたり、価格を決めることについては、当然、独禁法違反だと考えています。

今回の事件は、ナスの事件ですけれども、専用利用契約、共同販売であって、入札談合や価格カルテルの話ではなくて、専用利用契約、つまり農協に集荷を集中させて、対抗力を生み出すための行為です。この土佐あきは40%ぐらい集荷シェアがあったし、それから「罰金」を取るなど濫用的な行為が行われていたのかもしれないのですが。

だから、この事件の処理としては、仕方が無いのかもしれないのですけれ

ども、専用利用契約それ自体は、協同組合の中核的な事業であって、カルテルや談合とは違うのではないかと思います。農協として、あるいは農家としての対抗力を生み出すための行為なので、少し慎重に判断し、ハードコアカルテルとは違うという扱いをするべきではないかというのが、私の感想でございます。この事件は、私は非常に悩ましいと思っております。以上です。

○片桐管理企画課長 まず、欧州国債の件ですが、これは証券会社のトレーダーがチャットというものを使って、顧客からの引き合いについての情報交換をして、受注予定者を決めていたという事案です。欧州国債の取引は、市場で多数行われていましたが、その中で、今回問題となったのは、顧客から複数の銘柄について電話を使って引合いが来るものであったわけですが、その中で実際に受注調整が認められた件数が非常に限られておりまして、そうしますと、競争の実質的制限に至っているということまでは言えないということです。

他方で、そのような受注調整が広く行われているおそれがあったということで警告したということでございます。

それから、教科書の方につきましては、発行会社の方に警告を行い、事業者団体の方に要請等を行いました。教科書の問題が大きく社会問題になったときに、発行者の業界団体も取引慣行改善の取組として行動指針の策定に取り組んでいました。教科書という重要な分野で、公正取引委員会の考え方を迅速に示すことで、そうした業界の適正な取引慣行の改善を速やかに促すために、警告の措置を採ったということです。

排除措置命令ということになりますと、相当時間がかかりますが、早期に是正を促し、改善の取組に資するため、警告という措置を採ったということでございます。

○三村会員 農業の部分で、先ほど、貴重な御意見を頂きました。私も同じ感想を持っております。

今回の場合、確かに単純な言い方をしますと、拘束条件付き取引という行為類型であると思うのですけれども、今、地域の農業が、あるいは小さな産地が競争力とか、ブランド力を打ち出していくために、ある程度、農協の役割とか力が必要になってくるときに、どう考えたらいいのかということ、相当悩んでいらっしゃる可能性がある。

例えば、こういうことは駄目ですよということをはっきり見せていくのは大変大事なのですけれども、逆に萎縮されたり、余り独禁法とか競争法というのを御存じない事業者に、そのような注意や警告などが来ますと、「あ、やっちゃいけないのだ」となるかもしれない。

競争法の本質からすると、こういった活動とか、こういった事業について、むしろ積極的にやりくださいと指導するほうがよいかもしれない。

公正取引委員会からのある意味でのアドバイスや指導などがもう少し幅広くあると、中小産地が育っていくための方策になるのではないかという感じがしますので、是非そういうところについての工夫をお願いできればと思います。以上です。

○片桐管理企画課長 先ほどの及川会員の御指摘もありました。独占禁止法の考え方をきめ細かく御説明することによって、独禁法違反の未然防止に努めていきたいと考えております。

それから、TPPの確約の関係で、泉水会員から御指摘ございましたが、不公正な取引方法、それから私的独占といった分野の御指摘でございますけれども、ワン・ブルーの件とか、欧州国債の件、あるいは、最近のアマゾンの件など、事案の内容に応じまして、審査の手法を工夫して、これからも対応してまいりたいと考えております。

○伊藤会長 それでは、時間が大分押していますので、3つ目の議題に移りたいと思います。

平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等につきまして、鎌田企業取引課長から説明をお願いしたいと思います。

○鎌田企業取引課長 企業取引課長、鎌田でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、番号が207-3-1を御用意いただきたいと思っております。

まず、下請法の運用状況でございますが、書面調査の実施状況ということで2ページの方にまとめてございます。下請取引におきましては、なかなか下請事業者から情報が集まりにくいということで、書面調査を実施しまして、下請法に違反する疑いのある情報を収集しております。

その書面調査の実施状況をまとめておりますけれども、平成28年度におきましては、親事業者向けが3万9,150通、下請事業者向けが21万4,500

通、合計で 25 万通余りの調査票を発送して情報を収集しております。ここ数年、大体この 25 万程度の規模で実施してきているところでございます。

3 ページでございますが、違反被疑事件の処理状況でございます。

表の左側でございますが、28 年度に、新規に着手した事件につきまして端緒別に集計しております。合計で 6,589 件について着手しておりますが、そのうちの 6,477 件、98%以上が書面調査によるものということで、書面調査での情報収集が極めて重要ということがお分かりいただけるかと思えます。

右側が、28 年度に処理を終えた事件の集計でございますが、勧告・公表したものが 11 件、それから比較的軽微な違反であったり、あるいは違反のおそれということで指導したものが 6,302 件、合計で 6,313 件について措置を採っております。不問 290 件を合わせまして処理を終えたものが 6,603 件ということでございます。

4 ページは過去 5 年間の勧告件数、それから指導件数の推移をまとめておりますが、指導につきましては、6,302 件ということで、過去最多の数字になっております。

5 ページですが、措置件数 6,313 件の地区ごとの内訳ということで、北海道から沖縄まで分けておりますけれども、措置につきましては、本社所在地をベースにまとめております。当然、企業数が多い関東ですとか中部、近畿が多くなっておりますけれども、これは、要は調査対象になっております企業の数との割合でいいますと、特にどこの地区が、違反率が高いといったことはございませんで、全国大体同じような比率になっているところでございます。

6 ページでございますが、これも措置件数、措置の対象になった親事業者の業種別の内訳をまとめたものでございますが、製造業が 42%余り、それから卸・小売で 22%余り、あと情報通信、運輸が 7%から 8%ということで、大体この 1 位から 4 位というところの順位は、例年どおりでございますが、この 4 業種で大体 8 割を占めているという状況でございます。

7 ページですけれども、下請違反行為の類型別件数ということで、どんな違反行為があったかということをもとめておりますが、措置が 6,313 件に対しまして、一番右の上ですが、1 万 1,250 件の違反行為となっております。

複数の違反行為を一つの措置で指導するということがございますので、行為類型別の方が、数字が多くなっております。

8ページの円グラフを見ていただきますと、記載不備を含めました書面交付義務違反、あるいは書類保存義務違反といった手続的に違反するものと、それから受領拒否ですとか、支払遅延といいます実体規定違反に対するものが、ほぼ半々ということがございます。

右側の円グラフは、実体規定違反を更に違反行為類型別に分けたものですが、支払遅延が58%、買ったたきが19.7%、減額8.4%ということで、この3類型で8割以上、9割近い比率を占めているということがございます。

続きまして、9ページでございますが、下請法の勧告指導に伴いまして、原状回復を求めることがございますが、その集計をしたものでございます。

表の一番下の合計のところですが、28年度におきましては、合計で302名の親事業者から6,514名の下請事業者に対しまして、23億9931万円の原状回復が行われております。

違反行為類型別に見ますと減額が18億円、返品が3億円といったところが大きくなっております。

10ページの上の棒グラフは、原状回復額の5年間の推移です。24年度は、1件で40億円という特殊な事情がございまして、金額が大きくなっておりますが、基本的には10億円から20億円余りということで、28年度の23億円というのは過去4番目に高い数字でございます。

それから、11ページですが、違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案でございます。11ページの一番下に注がありますが、この2行目以降にあるとおり、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出て、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事情が認められる事案については、勧告するまでの必要はないものとして取り扱うという運用をしておりますけれども、これに沿った申出が最近増えておりまして、28年度におきましては、この件数が61件になっております。

また、申出を受けて、実際に処理した件数でございますが、28年度におきましては、86件について処理しておりまして、そのうちの10件につきましては、違反行為の内容から見ますと勧告に相当する事案ということがございます。

ました。

こういった勧告相当の10件を含めまして、28年度におきましては、下請事業者2,551名に対しまして、総額で6億4000万円余りの原状回復が行われているということでございます。

12ページ以降は、普及啓発の取組でございますが、13ページには、下請取引適正化推進月間の実施ということで、毎年11月を月間と定めまして、中小企業庁と共同で、集中的に下請法の普及啓発を図っております。

内容としましては、講習会の開催を中心としまして、キャンペーン標語の一般公募・選定、それから年末の金融繁忙期における下請法の遵守の徹底等について要請を行っているところでございます。

14ページにつきましては、まず講習会ですが、通年で実施しております基礎講習会を含めまして、合計で110回の講習会を開催いたしました。中ほどの相談につきましては、電話が中心でございますが、9,200件余りについて対応しております。

一番下の講習用動画でございますが、講習会を開きましても地理的に、あるいは時間的になかなか参加ができないという方のために、講習用動画を作成しまして、ホームページ、あるいはユーチューブの方で公開しているところでございます。

15ページに参りまして、実態調査関係ですが、これは前回、この場で御紹介させていただきましたが、現在は、業界団体の下、協力しまして、講習会を実施しているところでございます。

それから、16ページ以降でございますが、これは政府全体で中小企業の取引状況の改善ということに取り組んでまいりましたが、その中の一つということで、公正取引委員会としましては、下請法の運用基準の改善を行っております。これは内容としまして、どのような行為が問題となるかということ、より分かりやすく解説するということで、従前の66事例から141事例に、違反行為事例を追加したことが中心になっております。

それから、17ページでございますが、「下請代金の支払手段について」という文書を出しておりますけれども、下請代金については、原則、現金での支払ということを改めて明確にするとともに、手形のサイトについては、な

るべく短く、将来的には60日以内の支払を目指していきましようということを要請したものでございます。

それから、18ページは、そういった運用基準の改正、あるいは支払手段についての文書の発出、あるいは中小企業庁で担当している下請中小企業振興法に基づく振興基準、こういったものを、団体あるいは親事業者の方に周知徹底した取組を記載しております。

最後、19ページでございますが、物流事業者間につきましては、下請法で対応できますけれども、荷主と物流事業者については独占禁止法でということで、従前から書面調査をして、情報を集めております。昨年度につきましては、従前の倍の規模で調査を実施して、昨年度中には荷主707名に対しまして取引内容の検証・改善を求める文書を発送したというところでございます。以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見がございましたら御発言いただきたいと思っております。

○川田会員 ありがとうございました。

今回の内容というよりも、そもそも論をお聞きしたいのですけれども、下請法に関しましては、当然、公正取引委員会と中小企業庁の共同所管という扱いになっているかと思うのですけれども、中小企業庁とどのような役割分担がされているのでしょうか。

例えば先ほどの3ページの表を見ますと、中小企業庁長官からの措置請求はほとんどゼロという実態が、随分続いているのではないかと思うのですけれども、そのような中小企業庁との関係は、どのような関係なのかということが1点目の質問です。

次に、公正取引委員会の書面調査と中小企業庁の書面調査の内容が随分異なるという意見もあるかと思うのですけれども、それはどういうことなのかということが2点目の質問でございます。よろしく申し上げます。

○小菅下請取引調査室長 下請取引調査室長を務めております小菅と申します。

下請法の違反事件の調査を担当している者ですので、私の方から御説明させていただきます。と思っております。

まず、中小企業庁との役割の違いでございますが、御承知のように、国内にはたくさんの企業が存在しており、それらの調査を一元的に一つの省庁で全てやるというのは、なかなか体制的に難しいところがございます。したがって、下請法の運用に際しては、中小企業庁と共同で、名簿を作成し、その名簿を半分に分けて定期的に交換し、調査にあたっています。

具体的には、対象となる事業者、大体 20 万社ほど存在しているわけですが、その 10 万社ずつを中小企業庁と公正取引委員会で分けて、4 年に 1 度違う視点で調査しているということでございます。

先ほど中小企業庁の調査票と公正取引委員会の調査票で、内容が違うのではなかろうかというお話がありましたが、やはり所管している法律が、下請法というところは同じですけれども、公正取引委員会は独禁法の側面、中小企業庁は中小企業の保護という側面で、それぞれ異なる視点で調査をやっているということでもあります。

つまり、同じ下請法を運用しておりますので、違う視点での調査で、4 年ごとに名簿を交換して、中小企業庁で 1 度調査した会社を 4 年後には私どもが見るという形で、相互に見ることによって、お互いの良いところを持ち寄ってやろうということです。

なお、日頃の調査においても、お互いに定期的に情報交換をしております。

それから、中小企業庁からの措置請求があって私どもが調査し、勧告するわけですが、たまたま中小企業庁では、ここ数年、下請事業者に及ぼす影響が、重大な事案がなかったために、措置請求がなかったということと受け止めております。一方、私ども公正取引委員会は、調査においてのノウハウがあり、かつ、積極的に取り組んでいるところがあって、勧告等の措置件数が増えているという結果に表れております。

双方ともきちんとした調査をやって、かつ、定期的に情報交換を行っているというのが実情でございます。

○細田会員 28 年度が、過去最高の指導件数というので、びっくりしましたが、逆に言いますと、これだけ多くの問題がまだまだ残っているのだなということも大変残念なことではあるかなと思います。

一方で、下請法に対する理解というものは、ある程度、浸透してきている

のではないかなと思います。私どもの商工会議所の方でも、特に親事業者の方たちに対する指導ということ強化しておりますので、今後是非一層、取引の公正化の推進をお願いしたいと思います。

○伊藤会長 それでは、最後、時間が大分詰まってしまいましたが、本日の討議はこの辺りで終了させていただきたいと思います。

最後に、杉本委員長の方から御発言をお願いしたいと思います。

○杉本委員長 本日は、競争政策の運用につきまして、大変貴重な意見をたくさん頂きまして、どうもありがとうございました。

実は、公正取引委員会の基本になっています独占禁止法が施行されまして、ちょうどこの7月で70年になります。正に独占禁止法は、団塊の世代の法律でございまして、独占禁止法も高齢者の域に達してきたところでございます。

70になれば、「心の欲する所に従って矩（のり）を踰（こ）えず」といいますけれども、ただ、独占禁止法が対象としております経済社会はどんどん変革しておりますので、変化は大きなところでございますので、新しい時代、新しい経済社会の動きに、絶えず対応していかなければいけないのは、私どものミッションだと考えております。

基本的には、消費者、需要者のオプションが確保され、競争環境を確保するということが、私どもの任務でございますけれども、そういうことを通じて、企業が活発に競争環境の中で活動することによって、イノベーションが促進され、資源配分の効率化が図られるということにもつながりますし、また、独占・寡占を通じまして、過大なレントが発生しているところを、私どもとしては、そういうものを防止し、また、排除することによって、そのレントが消費者に還元されることにつながるようなことをやっていかなければならないと考えているところでございます。

先ほど申しました経済社会は国際化、それから情報化・IT化・デジタル化ということで、どんどん変わってきておりますので、そういった背景に、ビジネスモデルもどんどん新しいものが出てきている。そういうものに対して、競争政策上、先ほど申し上げました目的意識から対応していかなければいけないということで非常に大きなチャレンジといたしますか、課題を抱えて

いるのだと思っているところでございます。

そうした観点から、今回、課徴金制度を新しい時代に合わせたものに対応するように変更したいと思っておりますし、競争法、独占禁止法の執行におきましても、今申し上げました新しい経済社会の転換に合わせてイノベーションを促進する競争環境の確保ということに努めていきたいと考えておりますので、また、競争行政の執行について、貴重な御意見を頂ければありがたいと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきますと思います。

本日はどうもありがとうございました。